

別記 (一)

要 求 書

- 一 市佛給料ノ即時全額返拂ヲコト
 - 一 解雇減給控訴及訴ノコト
 - 一 退職手当判定
 - 一 石川勝利外ノ即時各業主任ニ復活ノコト
 - 一 六月二回ノ公休日確定後ニ公休不取ノ現在洋學部賃金利益ノ平常支給ノコト
 - 一 ハイオリンニ増強代トシテ毎月五月支給ノコト
 - 一 今後ノ給料ハ其月ノ二十八日返拂ヲコト
 - 一 争議費並其ノ内ノ給料ハ返拂ヲコト
 - 一 争議ニ因ル犠牲者ノ治サ、ルコト
 - 一 今後各業枚讓渡ノ場合ト異ニ責任ヲ以テ後述者ニ右等項ヲ承認サセラルコト
 - 右等項要求ニ及候也
- 昭和七年六月

追加要求書

- 一 女従業員ニ四月内ノ生理休暇ヲ與フルコト
- 一 廠内簡便室ヲ支給ノコト
- 一 女従業員一人増員ノコト
- 右等項追加要求ニ及候也

(従業員 石川勝利外久名連名捺印)

山吹口
松岡
トフ
ゲン

伊藤徳松殿

學校第一九一號

昭和七年六月二十日

警視總監 藤 沼 庄 平

内務大臣 山本達雄殿
社 會 局 長 官 殿

米場電気敏争議ニ関スル件 (第二報)

- (一) 十六日午後二時ヨリ米資會見折衝シタルニ決裂ス
- (二) 従業員側ハ敏内ノ電域ニ臨時出入シテ傳單等ノ懸布ヲ為シテ、ア
- (三) 敏主側ハ特異策動ナキニ関敏ノ見込ナシ

標記争議ニ関シテハ既報ノ通りナルカ狀況左記ノ通り

記

一 交渉狀況
事業主側 敏主伊藤徳松外三名